ハ　療養食加算　23単位
注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。
イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。
ニ　在宅中重度者受入加算
注　指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。
イ　看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。）　421単位
ロ　看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合（看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。）　417単位
ハ　看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合　413単位
ニ　看護体制加算を算定していない場合　425単位
ホ　サービス提供体制強化加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位
⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位
⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位
ヘ　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
⑴　介護老人保健施設短期入所療養介護費
㈠　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)
ａ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　750単位
ⅱ　要介護２　797単位
ⅲ　要介護３　860単位
ⅳ　要介護４　912単位
ⅴ　要介護５　965単位
ｂ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　779単位
ⅱ　要介護２　851単位
ⅲ　要介護３　913単位
ⅳ　要介護４　970単位
ⅴ　要介護５　1,025単位
ｃ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)
ⅰ　要介護１　826単位
ⅱ　要介護２　874単位
ⅲ　要介護３　937単位
ⅳ　要介護４　990単位
ⅴ　要介護５　1,043単位
ｄ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)
ⅰ　要介護１　859単位
ⅱ　要介護２　933単位
ⅲ　要介護３　996単位
ⅳ　要介護４　1,052単位
ⅴ　要介護５　1,108単位
㈡　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)
ａ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　775単位
ⅱ　要介護２　858単位
ⅲ　要介護３　973単位
ⅳ　要介護４　1,049単位
ⅴ　要介護５　1,125単位
ｂ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　775単位
ⅱ　要介護２　858単位
ⅲ　要介護３　1,042単位
ⅳ　要介護４　1,118単位
ⅴ　要介護５　1,194単位
ｃ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)
ⅰ　要介護１　854単位
ⅱ　要介護２　937単位
ⅲ　要介護３　1,052単位
ⅳ　要介護４　1,128単位
ⅴ　要介護５　1,204単位
ｄ　介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)
ⅰ　要介護１　854単位
ⅱ　要介護２　937単位
ⅲ　要介護３　1,121単位
ⅳ　要介護４　1,197単位
ⅴ　要介護５　1,273単位